

社会保険	<p>任用期間2か月超(任期が2か月以内であっても2か月を超える更新見込がある場合を含む)</p> <p>■健康保険:地方職員共済組合(短期)</p> <p>■年金:厚生年金保険(日本年金機構)</p> <p>任用期間2か月以内(更新の見込がない場合のみ)</p> <p>□健康保険の適用はありません。</p> <p>□年金の適用はありません。</p> <p>任用期間が31日以上の場合</p> <p>■雇用保険</p>
災害補償	「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に基づく補償
条件付採用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法第22条の2第7項の規定により、採用の日から1月間は条件付採用期間となります。 ・ また、職員の任用に関する規則第15条の2の規定により読み替える同第15条の規定により、採用後1月間に実際に勤務した日が15日間に達しない場合は、日数が15日に達するまで条件付採用期間が延長されることとなります。 ・ その他、同条の規定により、服務及び勤務状況等を勘案した上で、任命権者が特に必要があると判断した場合は、条件付採用期間を任用期間の末日まで延長することがあります。
その他	<p>地方公務員法に基づき服務規律が適用されます。</p> <p>《服務規律の一例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用失墜行為の禁止(第33条) ・秘密を守る義務(第34条) ・職務に専念する義務(第35条) <p>受動喫煙対策 敷地内禁煙</p>